パブリックコメントを踏まえた フロン類・指定製品の判断基準案等の修正点について

平成26年8月 経済産業省オゾン層保護等推進室

資料名 [※] 該当箇所	パブリックコメント時の案	修正点
フロン類製造	(2)フロン類使用合理化計画には、次	(2)フロン類使用合理化計画には、次に
業者関係	に掲げる事項を記載するものとする。	掲げる事項を記載するものとする。
	(ア) 平成32年度(2020年度)に	(ア) 平成32年度(2020年度)にお
	おけるフロン類出荷相当量の削減目標	けるフロン類出荷相当量の削減目標 (<u>※)</u>
		※既存の製造業者等にあっては「削減目
		標」、新規に製造等の業に参入する者にあ
		っては「制限目標」を記載することとする。
フロン類製造	Eiは、算定期間におけるHFCの種類	Eiは、算定期間におけるHFCの種類別
業者関係	別の原料用途使用量(自社が他の化学物	の原料用途等使用量(自社が他の化学物質
【付録第1】	質の製造のための原料として使用する	の製造のための原料として使用するため
	ために製造等するもの、又は、他社が他	に製造等するもの、 <u>若しくは、</u> 他社が他の
	の化学物質の製造のための原料として	化学物質の製造のための原料として使用
	使用するために製造等し、当該他社に譲	するために製造等し、当該他社に譲渡等す
	渡等するものをいう。)	るもの、又は、他の製品の製造工程等にお
		いて当該製品を製造等する施設若しくは
		設備の外へ放出されるおそれがない方法
		で自社若しくは他社が使用するためのも
		のとして製造等される場合であって、当該
		使用によりHFCが分解され、かつ、分解
		されなかったHFCがすべて破壊される
		<u>もの</u> をいう。)
指定製品関係	自動車用エアコンディショナー	自動車用エアコンディショナー
3. [V]	【本体への表示事項】	【本体への表示事項】
	①使用するフロン類等の種類、数量及	①使用するフロン類等の種類、数量及び
	びGWP値(改正法第87条に基づ	GWP 値(改正法第87条に基づき当
	き当該事項に関して表示を行って	該事項に関して表示を行っている場
	いる場合を除く。)	合を除く。)
	②品名及び形名	②製造業者等の氏名又は名称

	③製造業者等の氏名又は名称	【カタログへの表示事項】
	【カタログへの表示事項】	・本体への表示事項
	・本体への表示事項	・品名及び形名
	・目標値及び目標年度	・目標値及び目標年度
指定製品関係	※ <u>今後、</u> 「鉄道用空調機器」及び「船舶	※「鉄道用空調機器」及び「船舶用空調機
別紙2 (1)	用空調機器」について <u>対象指定、判断</u>	器」について <u>は、当省以外にも所管官庁</u>
◆輸送機関用	基準策定等を行う際には、当省の所管	が存在するため、今後、対象指定、判断
エアコンディ	ではないため事業所管省庁において	基準策定等の検討を行う際には、当該所
ショナー等の	<u>行う。</u>	管官庁と連携して行う。
うち、以下に掲		
げるもの		
指定製品関係	(追記)	※「輸送用冷凍冷蔵ユニット」の一部につ
別紙2 (2)		いては、当省以外にも所管省庁が存在す
◆その他冷蔵		るため、今後、対象指定、判断基準策定
機器及び冷凍		等の検討を行う際には、当該所管官庁と
機器のうち、以		連携して行う。
下に掲げるも		
の		
指定製品関係	○硬質ウレタンフォームを用いた断熱	○硬質ウレタンフォームを用いた断熱材
別紙3	材	・目標値 : (略) HFO 系新発泡剤 <u>(HFO</u>
	・目標値 : (略) HFO 系新発泡剤 <u>(GWP=</u>	<u>−1233zd (GWP<5), HFO−1</u>
	<u>1桁)</u> へ転換するよう	<u>336mzz (GWP=8.9)) 等</u> へ転換する
		よう
		○専ら噴射剤のみを充塡した噴霧器
	○専ら噴射剤のみを充塡した噴霧器	・現状 : (略) 既に CO2 や、CO2 とDM
	・現状 : (略) 既に CO2 や、CO2 とDM	Eの混合ガス <u>HFO-1234ze</u> 等への転換
	Eの混合ガス等への転換が(略)	が (略)
	・目標値 : (略) 原則、CO2 や CO2 と D	・目標値 : (略) 原則、CO2 や CO2 とD
	MEの混合ガス等へ転換するよう(略)	MEの混合ガス <u>HFO-1234ze</u> 等へ転換
		するよう (略)

※上記資料名はパブリックコメント資料の以下のものの略称を記載。

フロン類製造業者関係:フロン類の使用の合理化に関するフロン類製造業者等の判断の基準(素案) 指定製品関係:改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について 中間とりまとめ(案)